

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材・物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとし、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

- 第1節 災害情報収集・伝達計画
- 第2節 災害通信計画
- 第3節 災害広報・情報提供計画
- 第4節 避難対策計画
- 第5節 応急措置実施計画
- 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第7節 広域応援・受援計画
- 第8節 ヘリコプター活用計画
- 第9節 救助救出計画
- 第10節 医療救護計画
- 第11節 防疫計画
- 第12節 災害警備計画
- 第13節 交通応急対策計画
- 第14節 輸送計画
- 第15節 食料供給計画
- 第16節 給水計画
- 第17節 衣料・生活必要物資供給計画
- 第18節 石油類燃料供給計画
- 第19節 電力施設災害応急計画
- 第20節 ガス施設災害応急計画
- 第21節 上下水道施設対策計画
- 第22節 応急土木対策計画
- 第23節 被災宅地安全対策計画
- 第24節 住宅対策計画
- 第25節 障害物除去計画
- 第26節 文教対策計画
- 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

- 第28節 家庭動物対策計画
- 第29節 応急飼料計画
- 第30節 廃棄物処理等計画
- 第31節 災害ボランティアとの連携計画
- 第32節 労務供給計画
- 第33節 職員派遣計画
- 第34節 災害救助法の適用と実施

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集・連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織・情報収集手段・通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

特に、被災時に町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、関係機関から被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

1. 災害情報等の収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を檜山振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

- (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の伝達・連絡体制は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」に準ずるものとする。

2. 北海道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により檜山振興局長に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・災害発生後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・対策本部設置後直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまでの随時
- (4) 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき

3. 町の通報

- (1) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に北海道及び国（消防庁経由）に報告するよう努める。

4. 地区別情報連絡責任者

地区別情報連絡責任者は、各町内会長・自治会長をもって充て、本部からの特別警報・警報・注意報の情報等について区域住民に伝達するとともに、区域内に災害が発生したときは、次に掲げる事項等その情報を速やかに本部に通報するよう努めるものとする。伝達の方法は、状況により最も有効な方法により通報するものとする。

- (1) 災害の発生日時・場所・区域・災害の発生原因・進行状況
- (2) 降雨・除雪・河川水位・崖等の急傾斜地・海岸水位の異常状況
- (3) 住民の生命財産の安否・避難状況
- (4) 水防等の応急措置の状況及び水道・電気・ガス・通信等の被害状況
- (5) 人畜・建物・農地・山林・漁港・河川・海岸・道路等の被害状況
- (6) 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

5. 北海道への被害状況報告

被害状況等の報告は、基本法の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

- (1) 町長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」（資料7-5）に基づき檜山振興局長に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 町長は、通信の途絶等により知事（檜山振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告するものとする。

資料7-5 災害情報等報告取扱要領

資料9-1 様式「罹災証明」

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク（注2）	電話	*-048-500-90-43423	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番（ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

（注3）省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク（注2）	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注3）		5010

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町及び道は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用によって行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

上述第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行うものとする。

1. 電話による通信

電気通信事業者によって提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2. 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア. 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ. NTTコミュニケーターが出たら

（ア）「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ）予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ）届け先・通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容・機関等

ア. 非常扱い電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3. 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ．緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(①の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある事を知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と、警察機関との間
3. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

4. 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供 その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に 直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関 相互間 (3) 国又は地方公共団体(①の 表、本表1～5(2)に掲げる ものを除く)相互間

3. 専用通信施設及び無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、次の専用通信施設及び無線通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局無線通信部陸上課内）が定める機関別通信系統により、各無線通信局の協力を求めて通信の確保を図るものとする。

〔専用・無線通信施設設置場所等〕

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の手続方法
北海道	北海道総合行政情報ネットワークシステム	全道各市町村及び道庁並びに道 出先機関相互	なし
江差町	遠隔吹鳴システム	江差町行政区域内	なし
檜山広域行政組合 江差消防署	消 防 無 線	檜山管内の各消防署及び消防本 部相互、消防全国共通波	口頭申請
江差警察署	警察電話（有線）	全国警察機関相互	口頭申請
	警 察 無 線	江差警察署 →函館方面本部 →北海道警察本部	口頭申請
	移動（車載）無線	函館方面本部区域内	口頭申請
函館開発建設部 防災ステーション	移動無線（車載）	町の区域内及び近隣町村	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	

4. 通信途絶時等における措置

前記3に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、関係機関等の通信設備を活用するなど臨機応変の措置を講じて通信の確保を図るものとする。

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア．貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- イ．無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

（２）防災関係機関の対応

防災関係機関は（１）の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア．移動通信機器の借受を希望する場合
 - （ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - （イ）借受希望機種及び台数
 - （ウ）使用場所
 - （エ）引渡場所及び返納場所
 - （オ）借受希望日及び期間
- イ．移動電源車の借受を希望する場合
 - （ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - （イ）台数
 - （ウ）使用目的及び必要とする理由
 - （エ）使用場所
 - （オ）借受期間
 - （カ）引渡場所
- ウ．臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - （ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - （イ）希望エリア
 - （ウ）使用目的
 - （エ）希望する使用開始日時
 - （オ）引渡場所及び返納場所
 - （カ）借受希望日及び期間
- エ．臨機の措置による手続きを希望する場合
 - （ア）早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - （イ）（ア）に係る申請の内容

（３）連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話 011-747-6451）

（４）非常通信ルートの利用

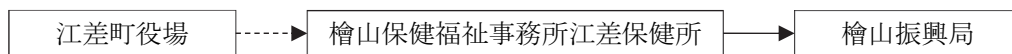
非常通信ルートとは、非常災害時において、通常使用している通信手段（公衆回線）が回線の

途絶、通信の輻輳及び設備の故障等により使用できない場合を想定し、これらの通信ルートに替わって災害情報を「被災市町村→都道府県→国」に伝達する通信ルートであり、町における非常通信ルートは、以下のとおりである。

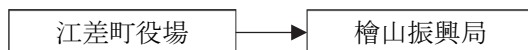
ア 防災無線（衛星）



イ 防災無線（衛星）



ウ 衛星携帯電話



（注： —————▶：無線 - - - - -▶：使送）

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び道、防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び道、防災関係機関等は、災害時において、被災地住民を始めとする住民に対し、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1. 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び道、防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関への情報提供を始め、防災情報配信システム、広報車両、インターネットなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び道、防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場における住民懇談会等により、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2. 町の広報

町、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者を始めとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害情報及び関係期間、住民への注意事項（避難指示等）
- (2) 避難場所の位置及び危険区域等
- (3) 災害応急対策及び復旧事業の実施状況

- (4) 被災状況（発生箇所・二次災害の危険性等）
- (5) ライフライン等交通及び通信の状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食・給水実施状況（日時・場所・量・対象者等）
- (8) 衣料・生活必需品等供給状況（日時・場所・種類・量・対象者等）
- (9) 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

3. 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

4. 報道機関に対する発表

報道機関に対する情報発表の方法及び収集した被害状況・災害情報等は、その都度状況に応じ次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害甚大地域
- (3) 被害状況（交通・通信・火災・電気・ガス・上下水道・道路・橋梁等の被害状況）
- (4) 避難指示等の発令・解除状況
- (5) 救助法適用の有無
- (6) 応急対策の状況
- (7) 本部の設置又は廃止
- (8) 人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

5. 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、町内の公共機関・各種団体等に対して災害情報を提供する。

また、住民生活に直結した機関（道路・交通・電気・上下水道・ガス・通信等）においては、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

6. 住民からの問い合わせ体制

本部事務局防災対策班は、住民等から被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策本部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第2 安否情報の提供

1. 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証・健康保険の被保険証・外国人登録証明書・マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	○被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	○被災者の居所 ○被災者の負傷若しくは疾病の状況 ○被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	○被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ○被災者の職場の関係者その他の関係者	○被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	○被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2. 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において、回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次によって避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1. 町長（基本法第60条）

（1）町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア. 避難のための立退きの指示

イ. 必要に応じて行う立退先としての避難場所の指示

ウ. 緊急安全確保措置の指示

（2）町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

（3）町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに檜山振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

2. 水防管理者（水防法第29条）

（1）水防管理者（水防管理者水防管理団体である町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（2）水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3. 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止

法第25条)

- (1) 知事（檜山振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（檜山振興局長）は洪水・高潮・地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難・立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設・避難者の受入れについては町長に委任する。
- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章第14節 輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4. 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5. 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助**1. 連絡**

町・北海道（檜山振興局）・北海道警察本部（江差警察署）・第一管区海上保安本部（江差海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2. 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び地方气象台・河川事務所等、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要があるときは避難者の誘導・海上輸送を行い、避難を援助する。

第3 避難指示等の基準

町長は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めるところにより、避難指示等を行う。

資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

第4 避難指示の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、江差消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、遠隔吹鳴システム・北海道防災情報システム・放送設備・サイレン・広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1. 周知すべき勧告等事項

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等（灯油・ガスの元栓閉鎖、戸締り等）

(4) 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によってサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

2. 周知の方法

住民に対する避難指示等の周知方法は、災害の状況・地域の実情等を考慮し、次に掲げるところによる。

(1) 遠隔吹鳴システムによる方法

遠隔吹鳴システムにより住民に周知する。

(2) 広報車による方法

町・消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

(3) 公共放送による方法

NHK・民間放送局に対し放送を利用できる場合は、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

(4) 伝達員等による方法

避難指示等をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、消防職員や消防団員の協力得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に避難行動要支援者に留意する。

3. 関係機関への報告

(1) 道に対する報告

避難の事前措置を行ったときは、すべて受領周知責任者から檜山振興局を經由し、道知事に報告する。報告事項は、発令者・発令の理由・発令日時・避難の対象区域・避難先等とする。

(2) 警察官に連絡し協力を得る。

(3) 避難場所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し協力を得る。

第5 避難方法

1. 避難誘導

住民の避難誘導は本部職員が行い、状況により消防職員・消防団員・警察官の協力を得ながら、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、本部職員・消防職員・消防団員・警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

学校・社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導するものとする。

自力避難の困難な高齢者・乳幼児・障がい者等の避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

2. 移送の方法

(1) 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難・立退きが困難な避難行動要支援者等の場合は、車両で移送する。

(2) 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難・立退き移送を要し、町のみでは措置できない場合は、他の市町村又は北海道に対し応援を求めて実施する。

(3) 避難場所等

避難場所等（避難場所・避難所）は、「第4章第7節 避難体制整備計画」による。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1. 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2. 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在・連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3. 避難以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して

以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3. 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

4. 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5. 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道・隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所の安全確保

町の職員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全の確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

第8 被災者の生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無にかかわらず、適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者・公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 避難所の開設

1. 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2. 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周

知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3. 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
4. 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
5. 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害によって避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
6. 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
7. 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
8. 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。
9. 避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。
 - (1) 避難者個別カード
 - (2) 避難者台帳
 - (3) 避難所状況報告書

第10 避難所の運営管理等

1. 町は、避難所運営マニュアルに基づき、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

2. 町は、避難訓練等を通じ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

3. 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

4. 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
5. 町は、避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
6. 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
7. 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
8. 町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
9. 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
10. 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。
11. 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
12. 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食

事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

13. 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達など、体制の構築に努めるものとする。
14. 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
15. 町は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
16. 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。
17. 前各項のほか、避難所の運営管理は、別冊「江差町避難所運営マニュアル」に定めるところによる。

第11 広域避難

1. 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2. 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3. 道外への広域避難

(1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

(2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4. 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5. 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第12 広域一時滞在

1. 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ檜山振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 協議先の市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (4) 道内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先の市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

2. 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事に対し被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (3) 道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

3. 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により、町外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

第13 関係機関への報告

1. 避難情報等の発令の報告

町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、次の事項を速やかに

檜山振興局長に報告する。町長以外の実施責任者が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を行った旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、檜山振興局長に報告する。

- (1) 避難指示等の発令者
- (2) 発令の理由
- (3) 発令日時
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

2. 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を檜山振興局長に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

第5節 応急措置実施計画

災害時において、知事及び町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
2. 消防機関及び水防管理者、その他法令の規定に基づきその責任を有する者
3. 警察官及び海上保安官
4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
5. 知事
6. 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
7. 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町長が実施する応急措置

1. 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

（1）工作物及び物件の占有等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石・竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者・所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を江差町公告式条例（昭和30年条例第2号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ア. 名称又は種類
- イ. 形状及び数量
- ウ. 所在した場所
- エ. 処分の期間又は期日
- オ. その他必要な事項

（2）損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2. 障害物の除去及び保管

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づ

き現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは、基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者・所有者、その他工作物等について権原を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公示しなければならない。

ア. 工作物等を保管した場合の公示事項

- (ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- (ウ) その工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
- (エ) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ. 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- (ア) 公示は保管を始めた日から起算し14日間、町役場の掲示板に掲示すること。
- (イ) 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者・所有者、その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌又は新聞紙に掲載すること。
- (ウ) 前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を本町総務課に備え付け、且つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

- (2) 町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ア. 保管した工作物等の売却は、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- (ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- (イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

- (3) 工作物等の保管・売却・公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

- (4) 公示の日から起算して、6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

3. 他の市町村長等に対する応援の要求等

- (1) 町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。

- (2) 前号の応援に従事するものは、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮

のもとに行動するものとする。

4. 知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第 68 条第 1 項及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

5. 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第 65 条)
- (2) 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第 17 条)
- (3) 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第 29 条第 5 項)
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第 35 条の 10 第 1 項)

第3 警戒区域の設定

1. 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命・身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2. 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条、水防法第21条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

3. 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場

合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者・居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

5. 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

ア. 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

イ. 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

ウ. 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

エ. 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

6. 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

ア. 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

イ. 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

ウ. 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災・地変・その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第83条の規定により、部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害・高潮・津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し被害状況の把握が困難なとき、又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2. 災害派遣要請の要領等

(1) 派遣要請手続

ア. 町長は、災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって檜山振興局長に派遣要請を要求するものとする。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ. 町長は、人命の緊急救助に関し、檜山振興局長に要求するいとまがないとき、又は、通信の途絶等により檜山振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に派遣要請することができる。ただし、この場合速やかに檜山振興局長に連絡し、上記①の手続きを行うものとする。

(2) 派遣要請先

区分	担当部署	電話番号
檜山振興局	地域創生部地域政策課（防災担当）	0139-52-6470
自衛隊	陸上自衛隊第28普通科連隊 連隊第3科	0138-51-9171 内線 239 (当直 302)

3. 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者・連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両・施設等が展開できる場所を予め定めておくものとし、災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

(1) 受入れ準備の確立

ア. 宿泊所・資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

イ. 連絡職員の氏名

派遣部隊及び檜山振興局との協議・決定・連絡のため、総務総括部防災対策班から連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

ウ. 作業計画の準備

受入れのため次の事項に関し計画を立てて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。

(ア) 応援を求める作業の内容

(イ) 所要人員

(ウ) 器材等の確保

(エ) 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備

(オ) 派遣部隊の滞在場所・指揮所

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア. 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ. 檜山振興局長への報告

総務総括部防災対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を檜山振興局長に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の報告

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4. 経費の負担

(1) 次の経費は、町が負担するものとする。

- ア. 資材費及び機器借上料
- イ. 電話料及びその施設費
- ウ. 電気料
- エ. 水道料
- オ. 汲取料

(2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設・設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の救助
3. 遭難者の捜索救助活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 道路又は水路の啓開
7. 応急医療・救護及び防疫
8. 人員及び物資の緊急輸送
9. 炊飯及び給水
10. 物資の無償貸付又は譲与
11. 危険物の保安及び除去
12. その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、檜山振興局長の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

1. 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2. 檜山振興局長が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
3. 航空機・海難事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。

4. その他上記に準じ、特に緊急を要し、檜山振興局長からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順・連絡調整窓口・連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令・総理府令及び訓令の規定により、要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合はこの限りでない。

1. 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
2. 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
3. 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
4. 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
5. 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
6. 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第7 撤収要請

町長は、災害派遣要求の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって檜山振興局長に対し、撤収に関する報告をするものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で報告しその後速やかに文書を提出するものとする。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「江差町受援計画」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「本章第4節避難対策計画第11」による。

第1 応援活動

1. 町長は、大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき実施を図る。
2. 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（檜山振興局長）に対し、応援を求めることができる。
3. 町は、他市町村との応援の円滑な実施を図るため、必要な情報等の相互交換を行うほか、予め連絡担当部局を定めるなど、他市町村との応援の受け入れ体制を確立しておくものとする。

第2 応援の種類

1. 食料・飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
2. 被災者等（避難住民並びに災害・武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出・医療及び防疫・施設の応急措置等に必要な資機材・物資の提供及び斡旋
3. 避難・救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及び斡旋
4. 避難・救援・救護・救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
5. 被災者等の一時収容のための施設の提供及び斡旋
6. 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第3 応援要請

1. 知事に対する応援要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第68条の規定に基づき檜山振興局長に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 応援を希望する物資等の品名・数量
- (4) 応援を必要とする場所・活動内容
- (5) その他必要な事項

2. 他の市町村長等に対する応援の要請等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- (2) 町は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、災害発生時には速やかに応援要請するものとする。

3. 他の消防機関に対する応援の要請

- (1) 檜山広域行政組合消防本部は、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとともに、必要に応じ、町長を通じ北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第4 応援受入体制の確立

町長は、他市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容・作業場所・宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておくものとする。

第5 応援体制の整備

消防機関は、緊急消防援助隊の充実強化と訓練を通じた人命救助活動等支援体制の整備に努めるものとする。

第6 民間関係団体等に対する協力要請

町長は、災害予防及び災害応急対策活動について必要があると認めるときは、町内の民間関係団体に対し、防災協定により協力を求めるものとする。

資料8-1 防災協定の締結状況

第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の要請・活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本指針

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域的かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 実施方法

1. 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- (1) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2. 要請の方法

応援要請は、道（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対し、電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3. 要請先

名 称	電話番号	FAX番号	道防災行政無線
北海道総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	6-210-39-897、898

第3 ヘリコプター等の活動内容

次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

1. 災害応援対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動

(2) 救援物資・人員・資機材等の搬送

2. 救急・救助活動

(1) 傷病者・医師等の搬送

(2) 被災者の救助・救出

3. 火災防御活動

(1) 空中消火

(2) 消火資機材・人員等の搬送

4. その他

(1) ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊・海上保安庁・警察・道・開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

1. ヘリコプター等保有機関の活動内容

(1) 北海道

北海道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「本章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、都道府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

(2) 北海道開発局・北海道警察・第一管区海上保安本部

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

(3) 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第5 支援体制

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1. 離着陸場

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。災害の状況により離着陸場候補地を利用することとなるが、ほとんどが避難

所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

【ヘリコプター離発着場及び可能地（ドクターヘリランデブーポイントと同様）】

場所	住所	面積	場所	住所	面積
江差町運動公園	砂川	縦 90m×横150m	まなびつくグラウンド	南が丘	縦 60m×横 70m
南が丘小学校グラウンド	南浜町	縦115m×横 60m	江差港マリーナ駐車場	姥神町	縦 42m×横 65m
松の岱グラウンド	緑丘	縦 75m×横 70m	あすなろ福祉会本部グラウンド	豊川町	縦 95m×横125m
江差港南埠頭	姥神町	縦180m×横 50m	高等看護学院グラウンド	伏木戸町	縦 48m×横 55m
江差港北埠頭	中歌町	縦 97m×横 54m	柳崎児童館横空地	柳崎町	縦 40m×横 50m
江差北中学校グラウンド	水堀町	縦 78m×横125m	旧えさし荘跡地	水堀町	縦 40m×横 73m
旧朝日小中学校グラウンド	朝日町	縦 45m×横 95m			

2. 安全対策

（１）地上支援

離着陸の安全確保のため、支障が生じないための必要な措置として、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

（２）受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材・宿泊施設等の確保を図る。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町を始めとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど、円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

町及び消防機関（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

さらに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第2 救助救出活動

1. 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2. 海上における救助救出活動

江差海上保安署は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき災害対策現地合同本部を設置する。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

1. 医療救護活動は、災害急性期においては、必要に応じて、道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地への派遣を要請することとし、亜急性期以降においては、町又は北海道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

2. 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

3. 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）トリアージ
- （2）傷病者に対する応急処置及び医療
- （3）傷病者の医療機関への搬送支援
- （4）災害時に北海道が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
- （5）助産救護
- （6）被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- （7）被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

4. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する精神科医療
- （2）被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護活動の実施

1. 江差町

- （1）町長は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を依頼する。
- （2）町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2. 北海道

- （1）災害発生時に町等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣・受入等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

- (2) 救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間に渡る場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム (DMAT)、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等によって編成する救護班を派遣する。
- (5) 災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行し、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾン、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代によって医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム (DPAT) の編成に必要な医師・看護師・臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師・保健師・管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム (DMAT) を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療機材等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

第3 対象者及び対象者の把握

1. 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害により医療を必要とする者
- (3) 災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

2. 対象者の把握

救護を必要とする者の把握は、概ね次の方法による。

- (1) 救護を必要とする者からの要請
- (2) 地区責任者等からの通報

(3) 本部職員による現地調査

第4 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣要請

1. 医療救護所の設置

医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに、応急医療・助産等を行うため、安全かつ適応する学校その他公共施設を利用して設置することとし、当該地域の住民に周知するものとする。なお、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用するものとする。

2. 医療救護班の派遣要請

災害の規模により応急医療の必要があるときは、檜山医師会に対し、医療救護班の派遣要請を行う。

第5 医療及び助産の実施

医療及び助産等の救護を要する者の調査結果は、でき得る限り正確かつ迅速に本部に報告することとし、本部では直ちに救護に関し医師又は助産師の派遣、救護所の開設、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

1. 医療救護班の編成

医師・看護師・助産師・その他補助員をもって編成する。

2. 医療及び助産業務

医療救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検索
- (4) 助産救護

3. 医療用資機材・医薬品等の調達

町は、必要な医療用資機材・医薬品等は、町内医療機関の備蓄医薬品や町内の取扱業者から調達により確保するが、なお不足する場合は北海道又は関係機関に対し、斡旋及び提供を要請する。

4. 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

5. 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関・医師会・歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

第6 輸送体制の確保

1. 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などによって移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等によって行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2. 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として檜山広域行政組合江差消防署が実施する。

ただし、檜山広域行政組合江差消防署の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両によって搬送する。道路の損壊などによって搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等によって行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第7 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達によって確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について、病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い、実施する。
2. 江差保健所長の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

1. 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名・保健師（又は看護師）1名・その他職員1名をもって編成するものとする。ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて必要と認められるときは、保健師（看護師）1名・その他1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

2. 防疫班の編成

町長は、被災地におけるねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒等の防疫活動を、円滑かつ能率的に実施するため、次の防疫班等を編成する。

- (1) 防疫班（衛生技術者1名・班長・班員）を災害規模により編成する。
- (2) 検病班（医師・保健師又は看護師1名）を災害規模により編成する。
- (3) 検水班（班長・班員）を災害規模により編成する。

第3 感染症の予防

1. 防疫の措置

町長は、感染症予防上必要があると認められる場合、又は町における災害の規模・態様に応じ、知事の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- (3) 物件に係る消毒等の措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- (4) 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）
- (6) 公共の場所の清潔方法に関する指示

2. 検病調査及び保健指導等

道の編成する検病調査班が実施する検病調査及び保健指導等の実施要領は、次のとおりである。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上行う。

- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- (4) 知事の指示により、感染症予防に必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

3. 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事から消毒の指示があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 30 年 12 月 27 日付け健感発 1227 第 1 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保して速やかにこれを実施する。

(1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水 1 m³当たり 20cc 投入して十分攪拌した後約 2 時間放置し、給水栓における残留塩素を 0.1～1 mg/l に保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は 0.2～2 mg/l に保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させない。

(2) 家屋内

汚染された台所・炊事場・食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭淨し、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

(3) 便所

便所は石灰酸水・クレゾール水又はホルマリン水で拭淨するか散布する。便槽は、か性石灰末・石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、出来れば 1 週間以上放置したのち処理する。

か性石灰末・・・し尿貯留量の 30 分の 1 以上

石灰乳、クロール石灰水・・・し尿貯留量の 5 分の 1 以上

4. ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5. 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。

なお、供給量は一人 1 日当たり約 20 l とすることが望ましい。

6. 患者に対する措置

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに知事に通知し、感染症のまん延を防止するため入院する患者を、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

(1) 感染症指定医療機関

2類感染症患者は第二種感染症指定医療機関である市立函館病院に、1類感染症患者は道知事が指定する第一種感染症指定医療機関に入院させる。(法第20条)

(2) その他

緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であっても道知事が適当と認めるものに入院させることができる。(法第19条・第26条)

第4 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1. 検病・健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2. 清潔方法、消毒方法等の実施

江差保健所長の指導の下、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3. 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物・塵芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

4. 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

第5 防疫活動に必要な資機材

防疫活動を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資機材が不足した場合は、必要に応じて町内業者等から調達する。

第6 家畜防疫

1. 実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとする。

2. 実施の方法

檜山家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

（1）緊急防疫

家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じて家畜伝染病予防法を適用して予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

（2）獣医薬品器材の確保

緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

（3）畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域においては家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

（4）家畜衛生車の被災地への派遣

災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

第12節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命・身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な災害警備に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 災害警備体制の確立

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

第2 応急対策の実施

1. 北海道警察

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模・態様に応じて、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街及び商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 町・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遗体見分等に当たるものとする。

2. 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第3 交通規制

北海道公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。

また、通行禁止等の措置を行った場合には、町及び関係機関に連絡するとともに、区域内に在る者に対し、広報媒体等を通して広報・周知の措置をとる。

1. 警察署長の行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路が災害等による決壊等で危険な状況が発生し、又はその状況

により必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

2. 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において交通に対して、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

3. 町長への通知

警察署長は、前記1及び2の交通規制を行った場合は、速やかにその内容を町長に通知する。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害時、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

1. 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象・区域・区間・期間又は理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2. 緊急通行車両の確認

知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署長）は、災害応急対策に必要な緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両の確認をしたものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付し、車両の前面に標章を掲示させる。

3. 通行禁止又は制限から除外する車両の確認

北海道公安委員会（江差警察署長）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことができない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両であることの確認を行い、規制対象除外車両の確認をしたものについては、車両ごと「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、車両の前面に標章を掲示させる。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防・避難・救助・救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど、事前の備えを推進する。

【実施機関と対策内容等】

実施機関		応急対策の内容等
北海道公安委員会 (江差警察署)		○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者・所有者・管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ○移動等の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。その場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
第一管区海上保安本部 (江差海上保安署)		○海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制を行う。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		○町長等・警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、時に次の措置をとることができる。 ア．自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。 イ．警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。 ウ．現場の被災工作物等の除去等を実施すること。
道路 管 理 者	国	○一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。
	北海道	○道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。 ○交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。 ○道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあつせん及び調達を行うものとする。
	町	○町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 ○警察官がその場にいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。

第2 道路の交通規制

1. 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2. 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

3. 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（江差海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
2. 海難の発生・危険物の排出・その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
3. 海難船舶・漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
4. 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
5. 航路標識が損壊し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

1. 通知

北海道公安委員会（江差警察署）はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象・区域・区間・期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

2. 緊急通行車両の確認手続

知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署長）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行うものとする。なお、緊急通行車両の確認は、北海道（檜山振興局）又は警察本部・方面本部・警察署及び交通検問所で行う。

緊急通行車両であると確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

（1）緊急通行車両

ア. 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- （ア）特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- （イ）消防・水防その他の応急措置に関する事項
- （ウ）被災者の救難・救助その他保護に関する事項
- （エ）被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- （オ）施設及び設備の応急復旧に関する事項
- （カ）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- （キ）犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- （ク）緊急輸送の確保に関する事項
- （ケ）その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ. 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

ウ. 町・道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、「緊急通行車両標章交付」のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3. 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、公安委員会の意思決定によって規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア. 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ. 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ. 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア. 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であり、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ. 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局・北海道・札幌市・東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

1. 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね令和7年までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路・臨港道路等を含めている。

2. 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は 11,371km となっている。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾・地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港・公共用ヘリポート・総合病院・自衛隊・警察・消防等を連絡する道路【道路延長 7,245km】

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関・公共機関・主要駅・港湾・ヘリポート・災害医療拠点・備蓄集積拠点・広域避難地等）を連絡する道路【道路延長 3,831km】

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路【道路延長 295km】

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町及び国、道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任者

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。また、町長は、必要と認める場合は、知事（檜山振興局長）へ自衛隊の派遣・出動を依頼する。

第2 輸送の対象

1. 避難のための住民の輸送
2. 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
3. 応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
4. 運搬給水による飲料水確保のための輸送
5. 救援物資の輸送
6. その他災害対策本部が行う輸送

第3 輸送の方法

1. 車両輸送

原則として町の所有する車両等を使用し、被害の規模・被害の状況及び距離等により、町の所有する車両のみでは輸送が困難な場合は、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。また、災害時において公安委員会等が車両の通行禁止、又は、制限をした場合、町長は、江差警察署等に対して、当該車両が緊急輸送車両であることの標章又は証明書の交付を申請するものとする。

2. 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態が生じた場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊のヘリコプターの出動要請依頼を行うものとする。

3. 船舶輸送

陸上輸送路が使用できない場合又は船舶による輸送が適切であると判断される場合、漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、江差海上保安署に輸送を要請する。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 江差町

被災者及び災害応急対策従事者等に対し、食料等の調達・配給及び給付対策を実施する。

2. 北海道

必要に応じて、主要食料の調達及び供給の決定と調整を図る。

3. 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 食料の供給

1. 江差町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について檜山振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接又は檜山振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

2. 北海道

知事は、町長から要請があったとき又はその事態に照らして緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮の下、食料を調達し町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3. 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第3 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

1. 避難場所に収容された者
2. 住家が被害を受け炊事のできない者
3. 旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記①・②に該当することとなった者
4. 災害応急対策に従事している者

第4 炊き出し

災害現地における被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは町長が行うほか、関係団体やボランティア等に協力を要請するものとする。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

町は給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1. 個人備蓄の推進

町は、飲料水等の生活用水を災害発生後3日分程度、あらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

2. 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水・自然水（川・ため池等の水）・プール・受水槽・防火水槽等の水をろ過・滅菌して供給するものとする。

3. 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材（ポリタンク等）の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車・散水車・消防タンク車及びろ過器等を所有する機関から調達して給水に当たるものとする。

第2 給水の実施

1. 給水の方法

（1）輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防水槽車等）により取水し、被災地域内へ輸送のうえ住民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

（2）浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（3）家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲料水として適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

2. 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。また、災害時の物資供給に関する協定に基づき、物資の調達及び供給を要請するものとする。

第17節 衣料・生活必要物資供給計画

災害時における被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 江差町

救助法が適用された場合の被災者に対する被服・寝具・その他生活必需物資の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合には、町長がその都度実施する。

(1) 物資の調達・輸送

- ア. 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- イ. 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- ウ. 生活必需品を取り扱う小売店・卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達ができる方法を定めることとする。

2. 北海道

知事は、災害時における災害救助物資について、町の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるときは、要求を待たずに物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分調達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の整備

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- ア. 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- イ. 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3. 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

(1) 北海道経済産業局

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡を取りつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

1. 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 家が全壊・全焼・流失・半壊・半焼・埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服・寝具・その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

2. 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布・布団等）
- (2) 外衣（作業衣・洋服・子供服等）
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品（タオル・手拭・靴下等）
- (5) 炊事用具（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗・皿・箸等）
- (7) 日用品（石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨等）
- (8) 光熱材料（マッチ・ろうソク・灯油等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第3 実施の方法

1. 物資の調達及び配分

町長は、災害により日常生活に必要な衣料・生活必需品を失った者に対し、被害状況及び世帯構成員に応じ、一時的に急場をしのぐ程度の衣料・生活必需品等を給与又は貸与するものとし、町内の各衣料品店及び日用品店を調達先とし物資の配分を行う。なお、町内で必要数量を確保することが困難な場合は、檜山振興局に協力を要請する。

知事は、町長等の要請に基づき必要物資の斡旋・調達を行うもので、災害の態様・交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

2. 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ・介護用品・スプーン・哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

3. 給与又は貸与台帳

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 世帯構成員別被害状況 | (資料9-2 様式「世帯構成員別被害状況」) |
| (2) 物資購入（配分）計画表 | (資料9-3 様式「物資購入（配分）計画表」) |
| (3) 物資受払簿 | (資料9-4 様式「物資受払簿」) |
| (4) 物資給与及び受領簿 | (資料9-5 様式「物資給与及び受領簿」) |

資料9-2 様式「世帯構成員別被害状況」

資料9-3 様式「物資購入（配分）計画表」

資料9-4 様式「物資受払簿」

資料9-5 様式「物資給与及び受領簿」

第4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1. 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
 - (1) 毛布
 - (2) 救急セット
 - (3) 拠点用日用品セット
 - (4) 安眠セット
2. 救助物資の緊急輸送を円滑に行うために別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

資料5-6 江差町分区災害救助物資備蓄状況

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設・避難所・医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

1. 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
2. 地域の卸売組合・協同組合・主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
3. 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
4. LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合・協同組合・主要業者に対し協力を要請し又は斡旋を求めるものとする。

また、函館地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」により、要請することができる。

資料8－1 防災協定の締結状況

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 電力施設の状況

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

1. 変電施設
2. 送電施設

第2 応急対策

1. 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢・非常態勢を発令し、態勢を整備する。

2. 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電・復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡する。

3. 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

4. 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じ、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

5. 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、支部長が町長を経て知事（檜山振興局長）に要請するものとする。

6. 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図る。なお、必要により指定地方行政機関・地方公共団体等に対し、労務施設・設備又は物資の確保について応援を求める。

7. 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案し、二次

災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時には、プロパンガスの埋没や流出、ガス漏れ等の被害が予想され、供給停止による住民生活の支障が予想される。

このため、町は、ガス事業者等の応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護する。

第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

第3 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、町は、江差警察署・江差消防署と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1. 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となることは、住民の生活維持に重大な支障をきたすため、水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検・被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- (4) 住民に対する広報活動を行う。

2. 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

第2 下水道

1. 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであることから、下水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置をとる場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- (6) 住民に対する広報活動を行う。

2. 広報活動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1. 災害の原因

- (1) 暴風・竜巻・洪水・高潮・地震・その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨・豪雪・融雪・雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 津波
- (4) 山崩れ・崖崩れ・地すべり
- (5) 土石流
- (6) 落雷
- (7) 波浪

2. 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル・橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸・堤防・護岸・水制・床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川・砂防えん堤・漁港の埋塞
- (7) 堤防・消波工・離岸堤・突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防・地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム・溜池等えん堤の流失及び決壊
- (10) ダム貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行・閉塞・亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の決壊
- (13) 航路・泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1. 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施するものとする。

2. 応急対策及び応急復旧対策

施設の管理者は、災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア．所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ．災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（２）応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は町・道・関係機関・自衛隊等の協力を求めるものとする。

（３）応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（２）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに本防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し住民生活の安全の確保を図るものとする。

第1 危険度判定実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し支援を要請する。また、知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第2 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1. 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
2. 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
3. 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁・のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

【判定結果の表示法】

区 分	表示方法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済宅地	青のステッカーを表示する

第3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

1. 宅地に係る被害情報の収集
2. 判定実施計画の作成
3. 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
4. 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
5. 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第4 事前準備

町は災害発生に備え、実施マニュアルに基づき道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。また、関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成・登録及び更新等に関する事務を行う。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理ができない被災者に対して応急修理を実施するものとし、救助法が適用された場合は避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1. 避難所の設置

町長は、災害により住宅が被害を受けて居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2. 公営住宅等のあっせん

町長は、災害により被災者の一時的な住居の安定を図るため、町営住宅等に空き家がある場合には、被災者を町営住宅等へ入居させることができる。

また、町営住宅に空きがない場合は、知事（檜山振興局）に道営住宅の空き家への入居を依頼するものとする。

（1）入居対象者

- ア. 住宅が全壊・全焼又は流失した者
- イ. 居住する住宅がない者
- ウ. 自己の資力では住宅を確保することができない者

（2）入居手続き等

町営住宅又は道営住宅の入居に関しては、それぞれ江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）又は、北海道住宅条例（平成9年条例第11号）の規定によるものとする。

3. 応急仮設住宅

（1）入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

- ア. 住宅が全壊・全焼又は流失した者
- イ. 居住する住宅がない者
- ウ. 自己の資力では住宅を確保することができない経済的弱者であり、次のいずれかに該当する者
 - （ア）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障がい者・勤労者・小企業者など

(2) 入居者の選定

入居者の選考は、民生委員の意見等を徴し、被災者の資力、その他生活条件を十分に調査のうえ選定する。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数

町長は、建設必要戸数を知事に要請する。

(6) 規模・構造・存続期間及び費用

ア．標準規模と構造

建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てによって実施する。

イ．存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受け、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ．費用

費用は救助法及び関係法令に定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

(9) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

4. 住宅の応急修理

町長は、必要により災害によって住家が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施するものとする。

(1) 応急修理の対象者

- ア. 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者
- ウ. その他町長が特に必要と認めた者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、建設型応急住宅の建設に準じて行う。

(3) 応急修理の範囲と費用

- ア. 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ. 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

5. 災害公営住宅の整備

(1) 整備基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、滅失した住宅に居住していた低所得罹災世帯のため、国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア. 地震・暴風雨・洪水・高潮・その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
- (イ) 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ. 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア. 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 10 号）で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ. 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ. 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ. 国庫補助

(ア) 建設・買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2／3とする。ただし、激甚災害の場合は3／4とする。

(イ) 借上げを行う場合、住宅共用部分工事費の2／5とする。

第3 資材のあっせん・調達

町長は、建築資材・暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道にあっせんを依頼するものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節 障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、住民の生活安定と交通を確保し、必要物資の輸送を円滑にし被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 道路・河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路・河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法・河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任によって行うものとする。

2. 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第7章第1節 海上災害対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えられると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うもので、次に掲げる場合に行うものとする。

1. 住民の生命財産等を保護するため、速やかに障害物の除去を必要とする場合
2. 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
3. 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、洪水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

1. 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び民間土木業者の協力・応援を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
2. 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積は次の事項に留意して、それぞれの実施機関においてできる限り被災地周辺の町有地・遊休地を利用して行うものとする。

1. 再び人命財産に被害を与えるおそれのない安全な場所であること。
2. 交通の障害にならない場所であること。
3. 盗難等の危険のない場所であること。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本章第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災、又は児童生徒の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育を行えない場合の応急対策及び文化財の保全については、本計画の定めるものとする。

第1 実施責任

1. 学校管理者等

町立小学校の応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用された場合は、児童生徒に対する教科書・文房具類の給与は、町が知事の委任により実施する。

また、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備えて教職員の役割分担・相互の連携・時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア. 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ. 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法・児童生徒の誘導方法・保護者との連携方法・緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員・児童生徒・保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設・設備を災害から防護するため、日常点検や定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

第2 応急教育対策

1. 休校措置

(1) 登校前の場合

学校長は、学校施設等の被災その他の理由により校務等の運営上やむを得ないと認めるときは、町教育委員会と協議し休校の措置をとる。休校措置を登校前に決定したときは、学校長又は町教育委員会は、直ちにその旨を学校があらかじめ定めた連絡網等の伝達方法に従い、各児童生徒に周知することとする。

(2) 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとることとする。授業等を中断し帰

宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童にあつては教員が地区別に引率するなどの措置を講ずるものとする。

2. 学校施設の確保

授業実施のため校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって次の方法によるものとする。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法をとる。

(2) 校舎の大部分または全部が使用不能となった場合

公共施設等、または最寄りの学校の校舎を利用するものとする。なお、施設の確保ができない場合は、応急仮校舎・仮運動場の建設を検討するものとする。

3. 教育の要領

災害の状況に応じた特別の教育計画をたてて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。なお、特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 教科書・学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容・方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
- (2) 公共施設が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- (3) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者・地域住民・関係機関等の協力を得るようにする。
- (4) 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- (5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

4. 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、管内教職員を動員配置するなど、教育に支障をきたさないようにすることとする。

5. 授業料の減免等

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、北海道教育委員会は（私立高等学校にあつては、北海道及び学校設置者）は必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

6. 学校給食等の配置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続を図られるよう応急措置を講ずる。

また、衛生管理に特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の対策を講ずる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀・小麦・脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

7. 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行うものとする。

(1) 校舎内、特に水飲み場・炊事場・トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を受入れて授業を継続する場合は、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

8. 教科書・学用品の調達及び支給

(1) 調達の方法

教科書の調達は、学校別・学年別・使用教科書ごとにその数量を調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、道教委の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受けるものとする。また、町内の他学校に対し、使用済教科書の供与を依頼するものとする。

(2) 支給の対象者

被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失またはき損し、就学上支障のある者に対して支給するものとする。

(3) 支給の方法

学校長と緊密な連絡をとり、学校長を通じて対象者に支給するものとする。

(4) 支給品目

ア. 教科書及び教材

イ. 文房具

ウ. 通学用品

エ. その他特に必要と認めたもの

9. 被災教職員・児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防対策、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）の規定による予防接種や、健康診断を実施するものとする。

第3 文化財対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、

無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所管する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

災害により、行方不明者の搜索及び遺体の収容・処理・埋葬等は、警察署・消防機関・海上保安庁・自衛隊、あるいは民間団体等関係機関の協力を得て、町長が実施するものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

第2 実施の方法

1. 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡しているものと推定される者。

(2) 実施の方法

町長は、災害の規模・実情等を勘案して搜索班を編成し、消防機関・警察署及び海上保安官その他あらゆる関係団体の協力を得て、実情に応じた方法で行うものとする。なお、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して搜索を要請する。また、遺体が海上に漂流することが予想される場合は、第一管区海上保安本部に搜索を要請する。

ア. 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所。

イ. 行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容貌・特徴・着衣等。

2. 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2) 処理の範囲

ア. 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置（日本赤十字社北海道支部）

イ. 遺体の一時保存（町）

ウ. 検案（日本赤十字社北海道支部）

エ. 死体見分（警察官・海上保安官）

(3) 処理の方法

ア. 遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次に

より処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は遺体の洗浄・縫合・消毒・検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ. 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別・推定年齢・遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ. 遺体収容所は、町内の寺院・公共施設等死体の収容に適当な場所とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

3. 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため親族が埋葬を行うことが困難な場合又は親族のない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

ア. 町長は、遺体を火葬又は土葬に付し、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給や、火葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

イ. 身元不明の遺体は、警察署その他の関係機関に連絡し調査するものとするが、調査機関が長期にわたる場合は、行旅死亡人として取り扱い遺体を仮に埋葬（土葬）することとする。

4. 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5. 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第28節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、檜山振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行い、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 家庭動物等の取扱

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
2. 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施するものとする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料・転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせんについて、次の事項を明らかにして農協を通じあっせンを要請するものとする。

また、町内において処理不可能なときは、文書をもって檜山振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料のあっせンを要請することができるものとし、北海道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせンを要請するものとする。

1. 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- （1）家畜の種類及び頭羽数
- （2）飼料の種類及び数量（再播用種子については種類・品質・数量）
- （3）購入予算額
- （4）農家戸数等の参考となる事項

2. 転飼

- （1）家畜の種類及び頭数
- （2）転飼希望期間
- （3）管理方法（預託、附添等）
- （4）転飼予算額
- （5）農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、大規模災害は発生した場合の災害廃棄物の処理については、「江差町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

被災地における廃棄物等の処理は町が実施するが、町のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。また、死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町が行う。

檜山振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとし、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあわせ等所要の措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項・第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

1. ごみの収集処理

- （1）被災地住民の協力を要請し、原則として町ごみ処理基本計画に基づく分別収集を行う。
- （2）収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。
- （3）収集に当たる車両は、町車両・委託業者の収集車及び借上車両とする。

2. し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、町は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

3. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、檜山振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- （1）環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- （2）移動できないもの及び獣畜に伝染病が発生し死亡した場合については、江差保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- （3）前記（1）及び（2）により埋却する場合にあっては1 m以上覆土するものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO 等との連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体等の協力

町長は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体からの協力の申し出等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

第2 ボランティアの受け入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

1. ボランティア団体等の受入窓口

ボランティア団体の受付窓口は、総務総括部が担当する。

2. ボランティア団体等の登録

災害応急対策等に協力を期待できるボランティア団体等について、その名称・責任者・連絡先等を明らかにするとともに、事前に了解を得ておくものとする。

3. 受入れ状況の把握

ボランティア団体等の受け入れの際には、次の事項を把握しておくものとする。

- (1) 団体名・所属名・出身地名・連絡先等
- (2) 責任者・リーダー名、滞在中の連絡先・連絡方法等
- (3) 人数・性別・年齢等
- (4) 専門分野・有資格者・支援内容・活動経験等
- (5) 装備品・携行品等の内容・数量等
- (6) 滞在可能（予定）期間
- (7) その他必要特記事項

4. 登録ボランティア証の交付

- (1) 町外からのボランティアには、受付完了後ボランティア証を交付する。
- (2) ボランティア証は、活動に従事する間、携行するものとする。

(3) 記載事項

- ア．顔写真（受付時撮影）
- イ．氏名・性別・年齢・所属
- ウ．現住所及び滞在中の連絡先、電話番号

(4) ボランティア証は、活動が完了した時点で、返還するものとする。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する主な活動内容は、次のとおりである。

1. 災害・安否・生活情報の収集・伝達
2. 炊き出し、その他災害救助活動
3. 高齢者・障がい者等の介護・看護補助
4. 清掃及び防疫
5. 災害応急対策物資・資材の輸送及び配分
6. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
7. 被災建築物の応急危険度判定等の専門知識を活かした活動
8. 災害応急対策事務の補助
9. 救急・救助活動
10. 医療・救護活動
11. 外国語通訳
12. 非常通信
13. 被災者の心のケア活動
14. 被災母子のケア活動
15. 被災動物の保護・救助活動
16. ボランティア・コーディネート
17. その他災害応急対策事務の補助

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置及び運営は社会福祉協議会が行い、町は、社会福祉協議会と連携してボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

1. ボランティア活動の管理・統率

(1) 総務総括部は、各対策部と緊密に連絡をとり、あらかじめボランティアの支援による活動

内容の緊急度・優先度等について把握しておくものとする。

- (2) 活動内容・場所・人数・期間・必要装備等に応じてボランティアの派遣先を決定・指示し、活動中の食事・宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うものとする。
- (3) 派遣後は、その活動状況を把握し総務総括部へ報告するものとする。
- (4) 活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を住民対策部へ提出するものとする。
 - ア．派遣先と活動内容
 - イ．活動人員と期間
 - ウ．活動の効果
 - エ．その他今後の参考となる事項

2. ボランティア活動への支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、次の事項を行うものとする。

- (1) 活動拠点となる施設の提供
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 公共施設の宿泊場所としての提供等
- (4) 民宿等宿泊所の斡旋
- (5) その他活動の環境整備で必要な事項

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力要請及び労務者の雇用については、町長が行う。

第2 民間団体へ協力要

1. 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うものとする。

- (1) 災害対策本部員又は消防団員
- (2) 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- (3) 近隣者・民間活動団体に対する協力要請
- (4) 労務者の雇い上げ

2. 動員の要請

災害対策本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、各部長は次の事項を明示して、経済対策部長に要請するものとする。要請を受けた同部長は、速やかに労務供給の全体を把握し、民間団体等へ協力要請を行うものとする。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 作業予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3. 住民組織の要請先及び活動

(1) 住民組織の要請先

「第3章第1節 組織計画」の定めるところによる。

(2) 住民組織の活動

住民組織の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア. 避難所における被災者の世話
- イ. 被災者への炊き出し
- ウ. 救援物資の仕分け、配送
- エ. 高齢者などの避難行動要支援者の介護や移送
- オ. 被災家屋の片付けの手伝い

- カ．子供の世話や遊び相手
- キ．被災者の親族等への安否情報の提供
- ク．応急仮設住宅への引越しの手伝い
- ケ．その他災害応急措置の応援

第3 労務者の確保

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

1. 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作又は後始末
- (4) 救助物資の仕分け輸送及び配布
- (5) 飲料水の供給及び機械器具の運搬・操作・洗浄用薬品の配布等
- (6) 行方不明者の捜索及び処理

2. 労務者の雇用方法

- (1) 町内建設業者に対し、労務者の供給を要請する。
- (2) 新聞へのチラシ折込み及び広報車等による求人広告を行う。
- (3) 労務者の求人申込みをしようとするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし求人の申し込みをするものとする。
 - ア．職種別・所要労務者数
 - イ．期間及び賃金等の労働条件
 - ウ．作業場所及び作業内容
 - エ．宿泊施設等の状況
 - オ．その他必要な事項

第4 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技術について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- (3) 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

第33節 職員派遣計画

大規模災害が発生した場合における、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請、又は知事に対する派遣の斡旋要請については、本計画の定めるところによる。

第1 指定地方行政機関の長等に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、基本法第30条の規定に基づき、知事に対し指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

第2 要請手続等

1. 町長は、災害対策基本法施行令第15条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
2. 町長は、災害対策基本法施行令第16条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、派遣斡旋は国の職員のみでなく、地方自治法第252条の17の規定に基づく地方公共団体職員の派遣の斡旋を求める場合についても含むものである。
 - (1) 派遣の斡旋を求める理由
 - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱い

1. 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
2. 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3. 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
4. 派遣職員の服務は、派遣受入側の規程を適用するものとする。
5. 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号 (災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (一日につき)	その他の施設 (一日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

災害救助法（以下、「救助法」という。）を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

救助法による救助は、知事（総合振興局長又は振興局長）が行う。

ただし、市町村長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1. 災害が発生した場合

救助法による救助は、本町において次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

【救助法の適用基準】

適用基準	被害区分	江 差 町 単独の場合	相当広範な場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、 12,000 世帯以上の住家が 滅失した場合
	町の人口	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
	5,000 人以上 15,000 人未満	40	20	市町村の被害状況が特に 救助を必要とする状態に あると認められたとき。
摘 要	1. 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊・流失・埋没・焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊・焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 (2) 半壊・半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。 (3) 床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水・土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。			
	2. 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。			

2. 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

第3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を檜山振興局長に報告しなければならない。なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに檜山振興局長に報告し、その後の処置について指揮を受けなければならない。
- (2) 檜山振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、檜山振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、檜山振興局長を経由して町に通知するものとする。

第4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類については、以下に示すとおりとする。

1. 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者・対象箇所の選定は町、設置は北海道（委任されたときは町）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町
飲料水の供与	7日以内	町
被服・寝具・その他生活必需品の供与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	北海道・日赤道支部（委任されたときは町）
助産	分べんの日から7日以内	北海道・日赤道支部（委任されたときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急処理	1か月以内	町
学用品の供与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2. 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

第5 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令・協力・命令・物資の収容・立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令・規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条・第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

第6 災害対策基本法と災害救助法との関連

災害対策基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。